

2022年5月12日

各位

会社名 住友精化株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 育三
(コード番号 4008 東証プライム市場)
問合せ先 法務部長 堀 正典
(TEL. 06-6220-8512)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第109回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 株主総会の招集に係る変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行され、上場会社が定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害の発生等にも柔軟に対応していくため、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することは株主の皆様のご利益に資すると考え、現行定款第11条を変更するものであります。

なお、同条の定款変更の効力発生は、本株主総会の決議に加え、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示に関する規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(金)

定款変更の効力発生日 2022年6月24日(金)

以上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>(招集の時期) 第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集する。 (新設)</p>	<p>(招集) 第11条 (現行どおり) <u>② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第12条～第13条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>(参考書類等のインターネット開示) 第14条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところによりインターネットで開示することができる。 (新設)</p>	<p>(削除) (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第15条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第28条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) 第1条 現行定款第11条(招集の時期)の変更は、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする。 <u>② 本条は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>第2条 現行定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>